

業務運営に関する協定書第4条に係る覚書

東京都水道局（以下「甲」という。）と東京水道サービス株式会社（以下「乙」という。）は、業務運営に関する協定書における第4条（3）に関し、円滑な業務運営の推進及び更なる連携体制の構築を目的として、次のとおり覚書を締結する。

1 不適正事案

乙において事業運営上の契約や法令に違反して処理した事案、若しくは処理を怠った事案があった場合又は東京水道グループの一員としてふさわしくない非行（痴漢行為、窃盗等）があった場合は、速やかに甲へ報告するものとする。

また、乙は当該事案の原因分析や再発防止策を取りまとめ、速やかに甲へ報告するものとする。

2 お客さま等（都民や業者）に影響を及ぼす事案

乙において事業運営上の事故が発生し、お客さま等（都民や業者）に影響を及ぼした場合、若しくは及ぼすおそれがある場合は、速やかに甲へ報告するものとする。

また、乙は当該事故の原因分析や再発防止策を取りまとめ、速やかに甲へ報告するものとする。

3 懲戒処分の対象となる事案

乙において懲戒処分の対象となると判断される事案が発生した場合は、当該事案と処分内容を甲へ報告するものとする。

4 対外的に公表する事案

乙はホームページ等で対外的に公表する事案について、その公表前に甲へ報告するものとする。

甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各々その1通を保有する。

令和元年5月22日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都

代表者 公営企業管理者

東京都水道局長 中嶋 正宏

乙 東京都新宿区西新宿六丁目14番1号

東京水道サービス株式会社

代表取締役社長 野田 数